とりプロ選挙市民審議会
第 9 回第 2 部門(選挙制度)会議
議事録

2016 年 10 月 28 日(金)10:00～12:00
衆議院第 1 議員会館 B1 第 3 会議室

2 年間のテーマ：民意の反映と両院制のあり方

【委員】太田光征、小澤隆一、桂協助、小林五十鈴、只野雅人、田中久雄、林克明、山口真美
【第 2 部門実務者】太田光征、林克明
【他のとりプロ実行委員】岡村千鶴子、城倉啓、富山達夫

【プログラム】

1. 年末中間答申案の検討（修正答申案の作成：只野雅人委員）（10:00～11:45）
2. 一般参加者との意見交換および今後の確認（11:45～12:00）

【配布資料】

1. 選挙市民審議会第 2 部門中間答申素案（修正案）（只野雅人、2016 年 10 月 28 日）

【過去の第 2 部門会議】

第 1 回は、論点整理などを行いました。
第 2 回は、山口真美委員が「衆議院選挙制度に関する調査会の答申についての報告」を、田中久雄委員が「参議院選挙制度改革についての過去の提言についての報告」を、桂協助委員が「選挙制度にまつわる現状分析」を行いました。
第 3 回は、只野雅人委員が「現在の国会議員選挙制度をめぐる問題点」について発題しました。

第4回は、選挙制度をめぐる憲法要請（小澤隆一委員が問題提起）と両院制を検討しました。
第5回は、太田光征委員が地方議会選挙と首長選挙に関する第3部門（関連法制）の議論を紹介し、選挙制度の国際比較（オーストラリア、ドイツ、フランス、アイルランド、スウェーデン、スイス）を行いました。
第6回は、伊藤朝日太郎委員が小選挙区制（フランス下院の2回投票制とオーストラリア下院の優先順位付き連記投票制など）、比例代表制（区割りの有無と選挙区の大きさ、拘束式名簿・非拘束式名簿、政党中心か候補者中心か、政権交代など）、中選挙区制（政党力学、最上位当選者と最下位当選者との票差が大きい場合の民主的正統性など）の利害得失について論点整理を行いました。
第7回は、只野委員が1990年代初頭の政治改革についての報告を行いました。
第8回は、只野委員の年末中間答申案について検討しました。

【論点・発言要旨】

目次

1. 民意の指標としての得票 2
2. コンドルセのパラドックス（投票者の選好） 3
3. 選挙区間での違い過ぎる定数 3
4. 投票価値の格差 3
5. 地域代表性 4
6. 衆参のねじれ／参議院の選挙制度／第二院 4
7. 小選挙区制・中選挙区制・比例代表制と政党・無所属 5
8. 定数削減 5
9. 少な過ぎる女性議員 6
10. 低投票率 6
11. その他 6

1. 民意の指標としての得票

- 政党だけでなく無所属候補に対する票も考慮しなければならない
- 中選挙区制時代に95%は政党の得票
- 民意は政党の得票率として表れると表現しても実際問題としておかしくない

- 国際的に一院制の国の一院と二院制の下院で票のほとんどは政党の得票
- 参議院になると話は相当がらっと変わってくる

2. コンドルセのパラドックス（投票者の選好）

- コンドルセのパラドックス（多数代表制の投票では投票者の選好が適切に保証されない）
- 絶対多数を追求してもコンドルセのパラドックスは起こる
- 「パラドックス」は数理的なアプローチで、なじみがなく経験的でない
- 「パラドックス」は選択の理論で、民主政治で必ず回避されなければいけないという簡単な話ではない
- 「パラドックス」は個別の選挙制度案の中で検討されるべきレベルの話

3. 選挙区間での違い過ぎる定数

- 参議院の選挙区間での違い過ぎる定数（小中選挙区混在制）による死票率の格差と投票価値の格差（1 選挙区の少な過ぎる定数、1 から 6 まで）
- 県議会選挙でも選挙区間での違い過ぎる定数によって政党間での不平等がもたらされている
- 衆議院比例区ブロックの少な過ぎる定数による投票価値の格差（例：2014 年衆院選で共産党は東北ブロックで得票率 9%台で 1 議席だが、四国ブロックでは 10%台であるにもかかわらず議席ゼロ）
- スイス最高裁がチューリヒ州の区割り比例代表制について少な過ぎる定数と選挙区間での違い過ぎる定数を違憲としている
- 衆議院比例区ブロックの少な過ぎる定数はアンバランス論というより分け過ぎ
- ブロック間のアンバランスは調整議席で対応できる（各政党の得票率に議席占有率をなるべく合わせる）

4. 投票価値の格差

- 選挙権の価値の平等と投票の価値の平等は違う
- 1 票の格差と投票価値の格差は別概念
- 政党間でも 1 票の価値は違う
- 投票価値の不均衡はいかんという点では一致がある

- 政党間の平等（得票率と議席率の一致）についてはなかなか一致がない（国によって選挙制度がまちまち／憲法上の要請というときつい議論必要／今ある制度は違憲なのか）

5. 地域代表性

- 地域代表性への言及は参議院のところに入れておくだけでいい
- 地域代表性を選挙制度から排除できない現実性は各国共通
- 選挙区選挙はもちろん地域代表
- むしろ１票の格差が大事だという最高裁の考え方に賛成
- 憲法で地域性の重要性を規定した国がある
- 島根と鳥取の合区で地域性を１つにしたことに反対
- １票の格差の問題より地域性を出す
- 最高裁の考え方（全国民の代表を重視して地域代表性を攻撃しながら１票の格差の解消を主張）は少な過ぎる定数の問題を触れないところから出発
- 違い過ぎる定数は少な過ぎる定数をどう分けるかということから出てくる矛盾
- 地域代表的な性格もひとつの国民の多様性のひとつ
- 地域の声が議席に反映される制度であることを否定しなくてもいい
- 地域代表は職能代表に対して使っていた言葉（職能単位の選挙区ではなく、地理的な単位というだけの意味）

6. ねじれ／参議院の選挙制度／第二院

- 衆参のねじれは衆参の共同現象
- ねじれはニュートラルにとらえておくべき現象
- ねじれにおける参議院だけ悪者論は間違い
- 参議院が強いことを前提に制度設計すべき
- 両院の意思が食い違うことは当然予定
- 両院協議会や再議決の仕組みで通常は充分だが、なぜこれらでうまく対応できなのかが問題
- 憲法の造りがおかしかったのか運用の方に問題があったのか
- 衆議院の時の選択肢を間違った
- 選挙制度の選択が間違ったからねじれが深刻化
- 強い参議院と現制度はかみ合わせが悪い

- 衆参の選挙制度は民意を正確に反映せず極端な結果を出し得るのでねじれを増幅
- 小選挙区が参院本来の趣旨とマッチしない（半数改選にして安定性を持たせようとしているのに議席変動が大きい）
- 参議院の場合は衆議院と違って二院制の意義が制度論の前提として重要
- 太田敏兄参議院議員が昭和 23 年に第二院という表現に違和感を表明
- 第二院は弱くて当然の第二流の院か
- 第二院は海外で Second Chamber と言われる
- 衆議院の優越につながっている限りにおける第二院
- 通常イメージされる第二院とは違う
- 他の国との比較でかなり強い二院
- 選挙制度の問題だけでなくて両院の権限関係からねじれが起こる

7. 小選挙区制・中選挙区制・比例代表制と政党・無所属

- 「政治改革答申」が中選挙区制のマイナス面（政治腐敗、政策本位・政党本位になっていない）を指摘
- 単純な形での中選挙区制論ではダメ
- 小選挙区制は民意と得票率のギャップ拡大というマイナス面以上の問題を抱える
- 比例代表をもう打ち出すべき
- 民意を政治に反映する中間的な媒体としての政党
- 政治家個人を選ぶのが基本
- 無所属候補に対する配慮が必要
- 「基本的には政党」にどれだけコンセンサスが得られるのか、理論的な理屈が付けられるのかをクリアすれば比例代表に至る
- 比例代表制になれば政党中心になる
- 無所属が立候補できる比例代表制も多々ある
- 基本的に政党中心の比例代表が望ましい
- 中選挙区なりオーストラリアの移譲式比例代表制みたいなものもやはり基本的に中間の妥協的な制度

8. 定数削減

- 国会議員が私物化しているから身を切ると言う
- 民主主義の根幹を国民の代表者たる国会議員がよく理解していない

- 定数は民意を反映するものであり、国民の声を代表する大事な議席
- 代表というのは代理人に過ぎない
- 代理人が勝手に託した議席を切ってしまうというのはとんでもない

9. 少な過ぎる女性議員

- 制度を変えることで差別意識にも影響を与える
- 差別構造を打ち砕くためにも制度の改変が必要
- 制度は人の意識も変える

10. 低投票率

- 討論会の廃止など選挙運動と関係する
- チラシなどの規制が厳しすぎて面白みがなくなり、関心につながらない
- 小選挙区導入以降、投票率が下がっている
- ピッパ・ノリスが小選挙区制度は他の制度より投票率が低いと指摘

11. その他

- 90 年代初頭の政治改革に対する批判をもっと全面的に展開した方がいい
- 憲法の原則から始めて考えていくという一致点の確認
- 参議院の非拘束名簿への改定は過度の政党化などに対する批判が原因との見方
- 非拘束名簿は個人名を書いた方が当選できるという読みが背景との見方
- 中間答申案の「憲法の統治機構」は裁判所を含まず、政治制度と書いた方がいいかもしれない
- 「統治機構」は通常、3 権（立法・行政・司法）を指している

【発言】

太田光征：はい、それではとりプロ選挙市民審議会第 9 回第 2 部門会議を始めさせていただきたいと思います。前回に続きまして年末中間答申を検討したいと思います。既に案は出されておりますし、メーリングリストでも意見が出されておりますので、だいたい皆さんご承知だと思いますので、さっそく皆さんからのご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日お配りしている資料は只野委員による修正案だけでして、私の修正意見というものは特に印刷しておりません。と申しますのは前回お出しした意見の中にほとんど書かれておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

小澤隆一：じゃあすいません、細かいところですけど。最初の3行目から4行目のところで、次回の衆議院議員選挙における定数は465とありますが、噂されている年末年始の解散総選挙に間に合わないんじゃないかという話。結局、今から区割りするんですよね、6減分を。確かに間に合わない。一応、答申がもうすぐ出すとして、来年頭にあるのは、一応次回になるので、どうしましょうか、この辺の表現、微妙ですけどね。

只野雅人：そうですね、どうしましょう。じゃあ「次回の」を取って、「削減が行われ、定数を465にして区割りを行うことになっている」ぐらいにしますか。

太田光征：私からの意見はかなり多岐にわたっているので、もうだいたい皆さんお読みいただければ、むしろそれに対するご意見とかご反論いただく形の方が改めて私が説明するよりも効率が良いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

田中久雄：僕はそれでいいと思いますが、文章として1ページの2の現行制度制定の経緯の4行目ですか、政治腐敗を生み出す要因として、政治腐敗の原因としてという、ここが表現として後は削ってもいいのかなという、それだけなんですけど。私は基本的に只野先生が書かれたこれでもういいと思っているんですけども。

いま太田委員がだいぶご意見出されているんで、できるだけこの中に盛り込めるものは盛り込めればいいと思うんですけども。とりあえず最初にやはり太田委員の特に問題意識というか、ここは少し修正した方がいいんじゃないかという意見があれば、それを言われた方が会議として運営の仕方としてはいいんじゃないかなと思います。

太田光征：分かりました。端的にまとめたいと思いますけれども。まずバランスをもっとよくすると同時に説得力をもっと持たせ、かつ説得力と関連しますけれどもなるべく文字数を少なくして読んでもらいやすくしたいという考え方でいます。

そもそもなぜ中間答申という中途半端なものを出すかというと、やはり世間にこの問題を訴えようという意図からだと思いますので、結構第1部門なんかではかなり説得力をどう持たせるかということにアイデアを、工夫をこらしているように思います。

まず一点、バランスの点ですけども。前回の議論では90年代初頭の政治改革を担った方々、国会議員に対する配慮という点に言及がありましたけれども、

この運動で最も配慮されるべきはむしろこの政治改革に怨念を抱くような有権者の側だろうと思うんですね。この運動の成功の鍵は有権者にどれだけ支持をしてもらえるかだと思いますので、そういう点でもっと私としては政治改革批判を本当はもっと全面的に展開した方がいいということがあります。

これと関連しまして今日は伊藤委員が風邪で欠席なんですけれども、オーストラリアの優先順位付き連記投票制あるいは選択投票制についても検討しようという意見を出されているわけですけれども。この優先順位付き連記投票制というのは小選挙区制の一種であるわけですけれども、私なんかはむしろこのような優先順位付き連記投票制よりも単純な形であっても中選挙区制の方がもっとずっとましだろうと思うんですけれども、只野委員の案では政治改革答申を援用する形でかなり中選挙区制批判が展開されているというアンバランスがあるのではないかなと思います。

私はオーストラリアの制度を検討することはいいと思うんですけれども、バランスをもっと良くすると同時にどういうスタンスでこれを取り上げるのかと。この中では単純な小選挙区制反対では一致しているわけですけれども、それ以外の主な選挙制度すべてについて検討しようというスタンスでこのようなオーストラリアの制度も検討しましょうと言っているのかどうか。その辺のこちら側のスタンスの表明がないように思うんですね。

政党に対する配慮という点では、今回新たに只野委員の修正案では定数削減に反対する論拠として、いわゆる身切り論ですね、これはもう論外であるということをはっきりと言われておりまして、現在、共産・社民以外はこの身切り論に立っているわけですので、そういう点で言うと、共産・社民以外を全部敵に回すということになってしまいますので、そこまで踏み込むのであれば、政治改革答申賛成派に対する配慮というのもね、むしろそんなに必要ないんじゃないかという気がしています。

それから憲法要請に従いましょうということは当然、合意点なんだと思いますけれども、実はこの案の中ではじゃあ選挙制度の中にそれが具体的にどのように具現化されるべきかという点についての言及があまりないのですね。

その一方で例えば、衆参のねじれについてはかなりの分量を使いまして、しかもねじれというのは衆参の共同現象であると思いますけれども、参院の項目、しかも選挙制度の経緯の中に盛り込まれておりまして、結構ネガティブな感じで解説されておりますので、ここもバランスが悪いのではないかというふうに思っております。

まだ意見は多々あるんですけれども、長くなりすぎると問題ですので、とりあえず以上で終わらせていただいて、皆さんのご意見をいただきたいなと思います。

あともう一点、やはり民意ということを考える場合に通常は政党の得票率であるという記述があるわけですけれども、この辺もやはり前回からの議論と同じで、無所属候補に対する配慮という点が必要だろうと思います。例えば得票率10パーセントの政党も10パーセントの議席を得るべきだと主張する一方で、無所属候補が30パーセントの投票をしてもですね、かなりの死票が発生してもよいのだという主張を展開するのであれば、それは民意の反映ということにはならないだろうと思いますので、やはり政党中心ということがよく言われますけども、この点をよく検討するべきではないかなと思います。

以上長くなって恐縮ですけれども、とりあえず以上で終わりたいと思います。

林克明：林です。いろいろ細かな点をいま太田さんが出されましたけれども、ひとつ身を切る覚悟というところについて、はっきりとこれじゃあおかしいだろうと論外というふうにしたところは、私はこれでいいと思いました。むしろいいなと思って、その次の行できっちりとなぜかという理由が具体的に歳費とか活動経費とか政党助成金という、なんかこういった具体的に本当に身を切るというのであればそっちの方にも、ほとんど一切議論もなされていないということを、すぐその後で示しているので、いいんではないかなと私は思いました。

桂協助：いま林さんがおっしゃったように、それは前回の中で新たに出た意見だったと思うんですけども、それが盛り込まれているということで私も今回の修正案がさらに良くなったなということで、全体としてこれでいいなという見解を持ちました。

太田さんの今の話で有権者に対するアピール性をもっと強くあった方がいいのではないかというお話については、やはり一番アピールするのは票から議席がかけ離れているという問題だと思うんですよね。それがまず第1に挙げられていることですので、これでいいのではないかと思うんです。

太田さんはアピールするのにコンドルセのパラドックスを打ち出せば非常に説得的であるということをメールの中でおっしゃってますけども、これは数理的なアプローチとしてはいいんでしょうけども、一般にはそんなになじみのあるものではないですし、経験的に分かっていることでもないので、むしろ尻込みしちゃうんではないかと、こういう問題を前面に立てても尻込みしちゃうんじゃないかという感じで。さほど説得性はないと思いますね。

それとやはりコンドルセのパラドックスの問題というのは選択の理論なわけですけども、民主政治においてどうなのかという観点から検討した時には、必ずしもこれが回避されればいいんだという簡単な話ではないと思いますね。民主政治論の中で十分に検討されるべき問題で、そうしますと個別の選挙制度案を提示する時にその中で検討されるレベルの話だと思いますので、中間報告といったような総論的な中で取り上げる問題ではないと思いました。

小澤隆一：よろしいでしょうか。太田さんの意見はメールで添付されたものを読ませていただいて。先ほどお話しになった憲法要請というのをもう少し丁寧というか分かりやすくというご意見のところで、私の以前の発表なんかも引いていただいてとてもありがたく思って読ませていただきました。と同時にあそこでこねている選挙権の価値の平等と投票の価値の平等は違うんだという議論は、私自身は憲法要請を考える時にやはりそこにちゃんと市民・主権者も関心を寄せてほしいという気持ちはあるんですが、それをこね始めるとやはりどうしてもボリュームが増えていってしまう。そういう悩ましさがあって、今回は中間答申なのでより本格的な答申を作って、もうちょっと具体的な制度にまで踏み込んだ提案ができた時にはですね、この提案の実はバックボーンにはこういう憲法要請についての私たちなりの考え方があるんですよというふうに示したらいいなかと思って。そんな感じを持ってます。

ですから今回はあえてそういう憲法論を全面に立てて、よく裁判なんかの準備書面でもって憲法何条によればとか、かなり丁寧な主張もありますけども。それはやはりボリュームがやはりかさんでしまうので、ここで書かれてる2ページから始まるですね、（2）のところの第1に書かれているこういう書き方で一応憲法要請はそれなりに現時点での私たちの考え方として表現できているかなという感じがします。

山口真美：私も基本的にはこの中間答申案については只野委員の方に修正していただいたものに賛成ということで考えております。（2）以降の検討する重要なポイントということなんですけれども。確かに憲法要請なんかについても展開すればあるんですがおそらくここで書くことは基本的な枠組みとしてどの範囲内のところまでで議論をするのかということなんだろうなと思ってるんですね。要するに憲法改正まで視野に入れた形で制度設計を考えるのか、そうじゃないのかというようなことですとか。選挙制度を考えるうちの基本的な理念としてまずやはり憲法の原則から始めて考えていこうというような一致点の確認という意味ではこの程度の記載ということで私としても十分足りるのかなというふうに思っています。

その意味では中選挙区制の復活論についても従前のもたらされてきた結果との兼ね合いで単純な形での中選挙区制論ではダメだろうと。それはその中選挙区制にもいろんな幅があって、定数の問題から含めて、選挙区の問題から含めてありますので。そういったものを抜本的に考えるならともかく、昔に安易に戻そうよとか、そういう議論で進めているという枠組みは考えられないというのが、これまでの議論の積み重ねとしては一定、一致点があるという話なのかなと思いますので。その意味ではこれまでの中間答申に至るまでの議論の一致点の確認で。それが今後の最終的な答申を見極める上でこの話からひっくり返

して違う話にするということはないよねという確認かなというふうに思っていますので、この程度の記載でいいかなと思ってます。

あとそうですね、じゃっかん、身を切る覚悟という話のところで論外ということで伝わるかどうかというのはちょっとと思うところはあるかなというふうには思いまして。私個人はこの身を切るという話が出てきた時にやはり国会の議員の議席というもの、私は国会議員が私物化しているから身を切るというようなとんでもない話で。民主主義の根幹を国民の代表者たる国会議員がよく理解していないという点が根本的な問題じゃないかなというふうに思ったところもありまして。ただ１行や２行で書けないから論外でいいのかなとは思いつつもなんて言うんですかね、国会にとって定数の削減の問題というのは、定数というのは基本的には民意を反映するものであり、国民の声を代表する大事な議席であり、代表というのは代理人に過ぎないんだと思うんですけれども、代理人が勝手に託した議席を切ってしまうというのはとんでもないなというふうに思っていまして。

そこら辺が伝わる言葉がちょっと思い浮かばないんですけれども。可能であればちょって入ってもいいかなとは思ったんですが。その意味でだからこそ論外なのかなというふうには思ったという次第です。はい、以上です。

只野雅人：一応皆さんからいただいた微修正を反映しているんですが、太田委員いろいろたくさんいただいたのでちょっとどうしようかなと考えてきたんですけれども。ちょっと私の方からもコメントしますと、全体のバランスというのはちょっといろいろ経緯があって付け加えたところもあるので、なかなか動かしにくいところが正直あるかなという感じがするんですね。ただこの段落は要らないよというのがあればバサッと切ることはできると思います。

順番にいきますと、ちょっと後ろの方からですね、簡単なところから済ませると。身を切る覚悟のところですね、ちょっと腹が立ったので強く書きすぎたかもしれませんけれど。理由とかも書いてありますので。例えばですね、「身を切る覚悟が必要だという議論も主張されている」でマルにしてしまって、そのような観点からをずっと飛ばして、主張されている、しかし、議員定数の削減ばかりが声高に主張される一方と書くと、もうちょっとニュートラルになるかなと。論外とか流布されていると、非常にネガティブな言葉ですので。そうすると少し太田委員の意見も反映できるかなという感じがしますがいかがでしょうか。間をひとつ取るということですね。実は有識者会議自体も根拠はないとはっきり言ってますので。

それでですね、あと個別の話について言うと、憲法要請なんですが、前回も話がちょっとあったんですけど、これ例えば憲法学説の中でもあまりはっきり一致がないところなんです。投票価値の不均衡はいかんというのは一致がある。

政党間の平等（得票率と議席率の一致）については、なかなか一致がないというのは理由がありまして、やはり国によって選挙制度がまちまちなんですね。憲法上の要請があるというとちょっときつい議論をしないといけないので、じゃあ今ある制度は違憲なのかという話にもなってくるので。ちょっとぼかした書き方をしたと。ただ目指すべき方向はあるし、それは憲法と大枠では一致しているんじゃないかというぐらいのニュアンスが伝わればいいかなと。そんなイメージで書いたものです。なかなかちょっと難しいところですね。特にドイツは結構議論するんですけど、あれも一定の制度の中で論理を一貫させろというようなものだとたぶん思いますので、ちょっと難しい部分があるかなという気がしました。

それでですね、3ページ目の真ん中の中選挙区なんですけれども、ちょっとこれは私も自分でどうしたものかなと思っているところがありまして。あまりネガティブに書きすぎると選択肢として取れなくなってしまいますけど。ただ単純な復活論というのもなかなか通りにくいだろうという感じなんですね。ちょっと文言の修正になりますけれど、中選挙区にもメリットを見いだせないわけではないとちょっとネガティブでもってまわってますので、中選挙区にもメリットはあると言い切っても構わないかと思います。そういう評価する方もずいぶんいると思いますので、そんな感じでいかがでしょう。そうすると単純な復活論ではダメだという趣旨が少し明確になるかなと。

それからですね、例のコンドルセのパラドックスなんですが、これもなかなかやはり一般受けはしにくい議論なんですけれど。何が問われているかというのをちょっとかみ砕いて説明すると趣旨は伝わるかなというふうに思うんですね。つまり個人の選好というか好みが適切に伝わらないという話なんだろうと思います。なんか1人絞り込んでいいように見えるけれども本当に選びたい候補者が結果的に選ばれなくなっているという話として受け止めると分かりやすいかなと思いますので。ちょっとどう書くかは難しいんですけれど。絶対多数の場合にもそういう問題はありますよということはちょっと一般的な形で書き加えると太田委員のご趣旨は伝わるかなと。いきなりパラドックスの話をするとたぶんなんだろうという話になってしまいますので。そんな感じがしております。

それでですね、ねじれのところなんですけど、これは私の研究テーマでもあるんでちょっと詳しくなったところがあるんですが。全体のトーンとしてはですね、ねじれが悪いというよりは、なんと言うんでしょう、選挙制度の選択が間違ったからねじれが深刻化したんだという話を書いてみたかったということなんですね。衆議院の時の選択肢を間違ったんじゃないかと。もう一回議論し直してみましょうという趣旨で書いたものですので。そういうふうに受け止め

ていただければいいかなと思うんですが。必要があればちょっと文言の修正などして印象が変わればいいかなというふうには思っています。

あとは全体にかかると政治改革にどこまで批判的に切り込むかということなんですが、それなりに批判的には書いたつもりなんですけれど。ちょっと手ぬるいというところはあるかもしれないですね。これもある程度文言の修正とか字句の修正で少しトーンが変えられれば対応できるかなというふうには思うんですけれども。とりあえずちょっと私が考えてきたのはそんなところで。それからあと太田委員の方から字句の修正も幾つかいただいているので、それは結構反映できると思います。後でまでそれはご提案いただければと思っています。

太田光征：まず前提といいますか、私は定数削減論の批判のこの文言は実はいいという評価をしておりまして、それに合わせて他のものも批判のトーンを高めた方がいいという趣旨であります。もう少し言いますと、先ほどのやはり得票率に見合った制度という点で言いますと、繰り返しになりますけれども、無所属候補全体に対する得票率が例えば得票率 10%の政党よりも高いという場合があり得ますので、得票率に見合った制度ということをいうのであれば、やはり政党だけではなく無所属候補に対する投票も考慮しなければならないということで、政党中心という言葉をなくしたいと思いますね、私は。

桂協助：今のお話は衆議院のところですよね。衆議院のところで政党の得票率に民意が表れていると。私は現実問題としては衆議院はそうなっているんであって、あえて無所属を取り上げる必要はないと思いますね。かつての中選挙区でも今はこう見てみたんですが、この統計したのがあるんですけど、過去の中選挙区でも 5%程度なんですね。4、5、6 といった程度といったところですね。戦後最初の大選挙区制の時は結構高かったですけどね。中選挙区になってからはそんなもんなんですよ。だから 95%は政党の得票なんですよね。ですから民意は政党の得票率として表れるというような表現をしても実際問題としてはおかしくないと思います。

これは世界的な傾向で、国際的にいって一院制の国の一院と二院制の下院というのは政党選択選挙になっていて、ほとんど政党の得票で票数は占められているというのが実態ですので、実態に即した表現ですので、あえて無所属を強調する必要は私はないと思います。参議院になると話は相当がらっと変わってくると思いますけど、衆議院に関しては国内でもそうですし、国際的にも今言ったようなことがいえると思います。

田中久雄：私も桂委員の意見に基本的に賛成なんですけども、問題はかなり、これはやはり中間答申で私はこれでいいと思うんですけど。最終答申をにらんだ場合にやはりかなり意見が分かれる要素がですね、この中間答申の中に盛り込まれてるわけですよね。それを中間答申の中でいま露呈させるというか本格

的な議論を述べるとなるとちょっと大変だし、まだ煮詰まってないんで、とりあえずこれでいいと思うんですけども。

やはり基本的にいわゆる小選挙区、中選挙区というか従来の政治改革前の選挙制度、それから比例代表と、大きく分けると3つのくくりがあると思うんですよね。中選挙区でいろいろな問題が起こったんで、今の小選挙区比例代表並立制にしましょうという、一応小選挙区中心の制度に変えたわけですけども、それが中選挙区のいろいろな政治腐敗とか、政策本位になっていない、政党本位になっていないというマイナス面以上に民意と得票率のギャップが増えてしまったという、それ以上の問題点というのが出てきたわけですよね。それはおかしいんじゃないかということで我々検討しているわけですけども、それを政治改革前のところに戻すだけでいいのかと。

私自身はもっと比例代表というところまでね、もう打ち出すべきじゃないかという考えなんですよね。だから単に元に戻すんじゃなくて、未来の選挙制度としてどういうのがいいのかということをこの審議会で僕は打ち出してもらいたいなと希望があるんですけども。

だからそこに行く点ではまさに太田さんやなんかと意見がかなり対立すると思うんですが、その場合に太田さんもいみじくも言われた民意の中に政党というものが果たして民意の中でどういう位置付けになるかね。本当に政治家個人を選ぶというのが基本なんだという考え方と、それから政党ということを通じて、いわゆる民意を政治に反映する中間的な媒体としての政党というのをね、民意を反映するための重要なツールなんだというふうに位置付けてね、確かに無所属とかそういう議員やなんかという選択肢があると思いますけども。基本的には政党なんだということをね、どれだけコンセンサスが得られるのか、あるいは理論的な理屈が付けられるのかということがこれからのこの審議会の大きな重要なテーマだと思うんですよ。それをクリアすればまさに比例代表ということに一挙に制度を提案するということに行けると思うんですけども。

その前にたぶん太田さんはそれに対する反論があろうかと思ってね。それで中選挙区の話とかオーストラリアの優先順位付きの選択的な選挙制度もいろいろ検討に値するんじゃないかということを言われてるわけですけど。この中間答申にそれが言及されてるわけですよね、ですから僕はこの言及でいいと思うんですけども。でもその中選挙区なりオーストラリアの移譲式比例代表制みたいなものもやはり基本的に中間の妥協的な制度だと僕は思うんですよ。

僕はそれを突っ切ってもう比例代表制をこの審議会で打ち出してもらいたいなという。だから本当に最終答申をにらんで僕は議論すべきであって、途中にもう一回戻るということは僕の中には選択肢にないんですよね。たぶんでもその議論の時にはやはり民意と政党というものがね、どういう関係にあるのかと。

政党をどれだけ重視するのかと。比例代表制になればね、これは政党中心になりますから、必ずしも無所属が出れないということではなくて、現に無所属が出れる比例代表制も多々あるわけですよね。だからそういうことを考えれば決して太田さんの主張をないがしろにするわけじゃないわけだけども、基本的にはやはり政党中心の比例代表というのが僕は望ましいんではないかという、先をにらんで考える場合には、僕はこの案でいいのかなということです。ちょっと長くなりました。すいません。

只野雅人：文言の修正のところでお話しようかなと思ってさっき触れなかったんですが、今の2ページ目の（2）の第1にというところですね。通常は政党の得票率であるからという話なんですが、上の問題点のところでは第1、第2と2つ検討してて、1つがやはり政党の得票議席のアンバランスですね。それから2番目が死票の問題と2つあるんだという言い方をして。たぶん太田さんが言われるのは2番目にかかわるお話だと思います。現象面の分析はたぶん政党ということははっきり言った方がいいと思うんですが、2はどっちかというと理念の話なので。ちょっと微修正ばかりで申し訳ないんですけども、通常は得票であると書いても特に問題ではない気がするんですね。民意の物差しとなるのは通常は得票であるからまずは得票と議席のバランスが取れた選挙制度を考える必要があると。得票率というとたぶん政党をイメージしちゃいますので。通常は得票。政党や候補者に対する得票と書いてもいいんですけどもちょっとくどいので。そんな感じでいかがでしょう。そうするとご趣旨はうまく伝わるかなと。別に政党だけを考えているわけではないですよということですよね。死票もいっぱいあるはずだと。

林克明：今ので分かりやすいと思いました。例えば別にそんなこんがらなくて、「通常は政党や候補者の」で私はいいと思いました。

只野雅人：いいですか、はい。そうすると「率」はたぶん取った方がいいと思いますので。「政党や候補者の得票である」ということになるとたぶん太田さんのご趣旨もすごく伝わるような気はします。

太田光征：桂さん、田中さん、どうです、今ので。大丈夫です。それでこの問題にまさに関連してあるのが、衆議院比例区ブロックの定数の少なさなどであるわけです。2014年衆院選では共産党は東北ブロックで9%台の得票率で1議席だったんですけれども、四国ブロックでは10%台であるにもかかわらず議席ゼロだったんですね。これを投票価値の格差と言わずしてなんと言うのかという問題があるかと思います。政党の得票率ということでもっぱら想定しているのは政党と政党を比較しているのだと思いますけれども、ひとつの政党を固定して選挙区と選挙区の間で得票率に見合った議席になっていないとう現象が衆議院の比例区ブロックで発生しておりますし、参議院も小選挙区と中選挙区の混在

制ですので、選挙区と選挙区の間で厳然とした死票率の格差が生じていて、まったく同じ問題が衆参で起こっている。このような選挙区間での違い過ぎる定数、言い換えると少な過ぎる定数という問題があるかと思いましたので。前回もこの問題に言及した方がいいだろうという提案を行ったところなんですが。この点はどうでしょうか。

小澤隆一：今の点ですけれども。私はその問題はアンバランス論という形で立てるよりも、比例代表制を採用しているにもかかわらず、配分議席が少な過ぎるんだと。少ない議席しか配分してない比例代表は、実は実質的には大政党しか議席配分にあずかれなくて、比例制の趣旨を結局実現できなくなっているということなんじゃないかと思うんですね。ある時調べたら、スペインは県単位で比例代表やっているんです。ところがマドリードとかバルセロナはそれこそ30とかですね、日本の市町村の選挙の定数ぐらいあるんですけども。そうじゃない田舎の県は結局、3とか4とか2とか1とか、もうだいたいそんなもん。日本のいわゆる県議会議員選挙の定数ですね。日本の県議会は候補者投票ですけども。それの小選挙区比例代表版というのがスペインの比例代表で、だから結局これはもう小さなところはそれこそ大選挙区でしか比例代表で当選できない。だからほとんどがわざわざ県単位に細分化する意味があるのかという問題が常に比例代表に起こってくるので。日本の場合でいえばやはり比例代表制を採用するんだとしたらあんまり細かくブロックに区切るなという問題じゃないかと思います。だからアンバランス論というよりも分けすぎという問題じゃないかと思っています。

田中久雄：比例代表を採用するという、もしそういう一致点があれば、それからの話だと思うんですよね。その今言われたブロック単位をどの規模にするのかという議論もありますし、阻止条項をどうするかということもありますけども。もっと基本的に今の太田さんが提起された問題を是正する制度というのは、もう北欧では調整議席ということで採用されているわけですよ。各ブロック単位で一応は順番に決めますと。その2段階目として全国レベルで政党間のアンバランスをなくすために調整議席というのを別にプールしておいて、それをアンバランスをならすというシステムになっているわけですよね。つい最近、ドイツは小選挙区比例代表併用制で有名ですけども、あそこは過剰議席という、小選挙区で当選した者を必ず当選者に入れるということで、それと比例との調整が難しわけですけども。それ自体もその太田さんの意見の中の資料やなんかに付いてましたけども、ドイツやなんかで憲法裁判所やなんかで違憲の判決があったというね。それを踏まえてドイツは過剰議席があそこは非常に特徴的な仕組みとして取り入れたわけですけども、それプラス、北欧の調整制度もまた入れたわけですよ。これは非常に複雑なんだけども、それは各政党の得票率に

できるだけ議席数を合わせるということで、さらにそういう工夫をしたわけですよね。ですから比例制度を取るというひとつの決断が付けばブロック間の調整のアンバランスをどうするのかということは、いろいろ先進国でもアンバランスをならす仕組みというのは作られているんですよね。それをじゃあ日本の場合にも入れましょうかどうかという議論になると思うんですけどね。以上です。

太田光征：参議院における小選挙区と中選挙区の混在の問題は、ではどのように考えたらよいのでしょうか。これもやはり投票価値の不平等という問題で統一的に考えればすっきりするはずだと思うんですけれども。

只野雅人：今回はあんまり参院はウエートを置かないということだったんで、触れてないんですが、今の問題は僕もちょっと問題かなと思っていて、ただたぶんいろんな切り口がありますよね。一番分かりやすいのは 3 分の 2 が小選挙区になっている。小選挙区が参院本来の趣旨とマッチしてないんじゃないかという感じもしてまして。ものすごく議席変動が大きいわけですね。わざわざ半数改選にして安定性を持たせようとしているのにというような問題もあるし。議席独占が行われているという問題もあって。これは太田さんの問題意識にちょっと近いかなという感じはするんですね。問題点としてひとつ組み込むということは可能だと思います。1 から 6 まで非常に大きなアンバランスがあると。ただいろんな問題があるので、項目として挙げといて今後議論するということでもいいかなという感じはします。第 3 部門でもこの話は入ってくるということでしたっけ。

太田光征：大山委員が県議会選挙におけるこのようなやはり小選挙区と中選挙区の混在は政党間の不平等をもたらすという点で問題だとおっしゃってまして、私もまったく同感です。

小澤隆一：まさにそこはここでは前提の話でしょうけども。県議会選挙の場合は郡市原則というのがネックですよね。結局、市の場合は市が単位。町村の場合は郡、何とか郡の郡が単位になって選挙区を作る。それでやると結局、それぞれの県の中の人口のばらつきによって今みたいな、県庁所在地以外はみんなほとんど小選挙区か 2 人区という状況ができるということだと思います。

太田光征：ですから比例代表制を取るか取らないかにかかわらず、選挙区を取るか取らないかということはいずれの選挙制度でも問題になる論点ですから、私が言いたいのは違いすぎる定数は良くないという指摘を入れた方が良いという考え方です。そしてそれを比例区でも区割りをする場合もありますので、どちらにもいえると思うんですね。

スイスの最高裁がチューリヒ州の区割り比例代表制について少な過ぎる定数と選挙区間で違い過ぎる定数を違憲だとしているわけですから、これを使わない手はないだろうと思いますね。これはかなり説得力があると思います。

只野雅人：その置き所の問題なんですけれども、今の制度を前提にするとやはり参議院に置いた方が分かりやすいかなという感じが僕自身はしてまして。そこでちょっと一般的な問題もあるということを書き添えるぐらいでどうだろうかと。外国の例の使い方はなかなかちょっと難しいですね。字数の問題もありますので。今回は見送ってもいいかなという感じはちょっとしてるんですけれども。どうでしょう、参議院の所に書く形で、でももうちょっと一般性のある問題ですよということが出るようなニュアンスのような文章を考えてみると。なぜ問題かということは踏み込むといろいろ面倒なのでアンバランスがあるんだと。これは政治学者もよく言うことだと思うんですね、特に参議院については。

太田光征：どうでしょうか、私の 9.26 意見では、参議院の方にこの問題を入れておいたんです。というのは衆議院の問題をまったく忘れておりましてですね。今只野委員が言われたように参議院に置いておくのでもよかろうとは思いますけれども、皆さんどうでしょうか。よろしいですかね、違いすぎる定数の問題を入れるという点は。

田中久雄：地域代表性については僕は参議院のところに入れておくだけでいいと思うんですよね、とりあえずね。今ここのところの新聞を読みますと、自民党が憲法改正のひとつの理由として、地域代表性ということが否定されてしまったと。だから地域代表性というのはある意味で選挙のひとつの大きな要素、根幹であるという考え方に立って、最高裁が 1 人別枠制ということは憲法要請でないという、むしろ 1 票の格差の方が大事なんだという判断をしたことに対して、じゃあ憲法改正しようよと。ある意味じゃ突破口といいますかひとつの口実として憲法改正の流れに持っていこうというのは見え見えなんですけども。でもそれだけ議員とか政党にとっては地域代表性というのが非常に重要で、今回の合区のところの鳥取・島根とか高知・徳島の地元はすごい不満たらたらとか不満がかなり大きなものとなっているようです、現地としてはね。それをやはり政治家として今後どうするのかと、それを憲法改正につなげていこうというつもりだと思うんですけれども。それだけ政治の世界ではとにかく地域代表性というのはやはり重要視して考えなきゃいけない。それを否定するかどうかは別としてね。現実の問題としてそれが存在して、それで有権者がやはり有権者とか政治家が問題視しているわけなんで。それはもう日本ばかりじゃなくて世界各国どこでもそうですよね。比例代表取っている北欧にしろですね、やはり県単位というかブロック単位に選挙区制度作っているわけですよ。純粋に比

例代表にすれば全国一本でいいわけですよね、それをブロック単位にいったんするということは地域代表性をやはり選挙の制度の中からのけるわけにはいかないという現実性は各国共通していると思うんですよね。

ですから僕自身も東京にいるとそんなに地域代表性ということはあんまりウエートは置かないのかもしれないけど。全国の都道府県で政治が東京中心、大都市中心で行われているということを日ごろから不満に思っている人たちから見ればね、やはり地域代表としての政治家を選びたい、あるいは地元の意見を反映してもらいたいという思いはあるわけだし、それがやはり選挙制度に反映していることは間違いないんで。

ですからここのところは非常に僕は今後の議論のひとつだと思うんですが、今のところはこの参議院の中で地域代表性ということが妥当かという論点が出されているという表現で収めていいのかなという気持ちはいたします。以上です。

太田光征：今のご意見は選挙区間で違い過ぎる定数を是正すると地域代表性の要請を阻害するのではないかという観点でのご意見だったんですかね。違いますか。

田中久雄：僕は地域代表性というのはね、どちらかというと、個人的には地域代表性というのは最高裁の判断に近いのかもしれませんけれども。でも現実論としてそれはなくせないのではないかなと。選挙区選挙はもちろん地域代表ですけども、比例にしたとしてもやはりある程度のブロック単位というか、あるいはもっと小さな単位にするか、もっと大きな単位にするという、いろいろ選択肢はあるとしても、全国一本で比例代表の選挙にするということはね、やはりちょっと理念的にはあるけども、現実問題として受け入れられないんじゃないかなと。今まで日本の比例代表制の中で比例代表と選挙区というものが両方の制度を両立させるから今の参議院みたいにね、だから全国一本の比例ということもある程度容認されると。元々の参議院の有識者とか人物を重視して選ぶという趣旨からするとやはり全国の中から選ぶという。それも理屈のひとつかもしれませんけれども、それだから受け入れられたんであって、仮に全国一本の比例代表にするということはね、ちょっとそういう今まで日本でも受け入れられないと思うし、世界的にそういう制度を採用している国というのは、私自身は知らないですよね。たぶん皆無だと思いますけどね。ですからやはり地域代表性というのはね、どっちにしろ導入せざるを得ないと。ただ、私自身はそれほどのウエートよりむしろ１票の格差が大事だという最高裁の考え方の方に、現実問題としては、賛成しますけども、ということなんですけども。ちょっと理屈がごちゃごちゃ言いすぎて分かんなくなりました。

太田光征：違いすぎる定数が良くないという点ではいいんですかね。

田中久雄：先ほど言いましたように、ブロック単位、ある程度のエリアで選挙区を決める以上、それは比例代表でもブロックの範囲を決める場合でも格差は出ちゃうんです、必ず出ちゃうわけですよ。それをそれは地域性を重視してね、格差があってもそれは良しとするというか、あるいは例えば過疎地帯であれば、人数は少ないけども、過疎という面積の広さとかね、あるいは過疎という環境というか現状を政治に反映してもらうということで。有権者は数は少なくともね、それは全国のいろんな民意を反映する上で必要だと。それで現実にどこの国だか忘れましたけどね、憲法の中に確かに地域性というのは非常に大事なんだということが書かれてる国があるんですよ。ですから自民党は各国にそういう例もあるんじゃないかということをネタに憲法改正しようと言うのかもしれないけど。それだけやはり地域性というのは無視できないわけですよ。

だから範囲を決めた以上は格差が出るというのは当たり前だと。それを是認するか是認しないかと。北欧の場合は格差はいったん認めるんだけども、それを是認しないで是正しようということで調整議席という、30 とか 40 とかね、スペアを持っていて、それをもう一度政党間にブロック単位で、過小議席になった、投票数よりも議席数が少ないという政党に調整議席の中で振り分けるということで、最終的に全国で見た場合に押しなべて議席数と得票率がイコール、パラレルになるようにしましょうという制度を入れてるわけですよね。

それもひとつの工夫だと思うんですよ。選挙区制度を作りながら最終的に得票数と議席数を合わせるという仕組みも現にあるわけだし。そういうのを取るかどうかというのはこれからの議論だと思いますけども。ということです。

山口真美：地域代表的性格うんぬんという最高裁の問題について私は結構批判的に思ってまして。全国民の代表という観点から持ってきたという話になっているんですが、私は最高裁の考え方は本来的にそもそも参議院なりの少な過ぎる定数の問題を触れないというところから始まっているんじゃないかと。私も法律家で同じようなところで検証してきた人間で発想分かるんですけど。動かせなくなっている既定の路線の前提の中でどっかから話を持ってくるみたいなところがやはりどうしてもありまして。本当は抜本的に考えるなら定数のことも考えた上で、定数の違いすぎることがあって格差、地域の人口比とかのことについても検討できる選択肢が狭まっていると。そこでさらに地域代表的な性格という枠組みを付けちゃうから、ますますひどくなるんじゃないかというのが最高裁の言い分だと思うんですけども。

振り返って考えた時に、狭すぎるところをどう分けるかということから出てる矛盾なんだということまで遡って考えれば、実はそんなに地域代表的性格のことについて最高裁が攻撃しなきゃいけなかった必要は私は本当はなかったんじゃないかなというふうに思っていて。一見大上段に全国民の代表から憲法を

語ってるという最高裁だと思うんですけど、実は近視眼的な制度の批判を横からちょうどいい理論を持ってきたところがあるなというふうに厳しく見ておりまして。

その意味で言えば、おそらく私たちが参議院の選挙制度を議論するに当たっては、抜本的な枠組みとしてこの定数の中で制度設計することがふさわしのかということもやはり踏み込んで考えざるを得ないと思っているんです。その中でじゃあ人口差があってどうするかとか、違いすぎる定数の問題をどうするかというのも、そういう枠組みの中で少し広げて考えるということが必要ですし、そういうふうに考えていく中で、地域代表的性格というものがそんなに制度設計と矛盾しますかといった時に私は必ずしもそうじゃないんじゃないかなと思うんですね。その地域代表的な性格もひとつの国民の多様性のひとつだと思いますし、それが必ずしもそこに固定されることで何らかの弊害が生じないのであれば、十分にそういう地域の声が議席に反映される制度であることを否定しなくてもいいんじゃいかなというふうに思ってまして。そういう枠組みで参議院の選挙制度も議論できると思っているんです。

現状では違いすぎる定数の問題点を指摘するということは私もあっていいかなと思いますが、大きな枠組みとしてはこの元々只野委員の方で出していただいた現行制度の問題点等の記載のベースで構わないかなとその意味では思っているところですが。参議院の問題点も列挙し出すとちょっと大変になりますので、ひとつはこの大きな点で第 1、第 2 と分けてあるというところでよいかなと思います。

参議院の場合は衆議院と違って、そもそも二院制であることの意義というところが制度を論ずる前にやはりかなり重要になってくるかなというふうに思っていますので、議論の仕方も制度の細かい中身とともに、二院制の存在意義ということを必ずある程度一致点を見いだしてからでないとたぶん制度の中身に入れないかなという面もあるかなというふうに思ってますので、私は現状でそのところですね、意見としましては、以上です。

小林五十鈴：参議院選挙がこないだありましたので、皆さんよく記憶にあると思いますけど、島根と鳥取の場合は本当に地域性を 1 つにしたのは、私は反対です。やはり地域性を出すために、1 票の格差の問題じゃなくて地域からちゃんと選ぶ。それはやはり今の選挙制度は反対なので。その後で比例定数を何人にするか、その辺はまた考えていかなきゃいけないけど。今の選挙制度は反対。それから今度衆議院選挙もやってきますよね。現職の議員さんたちがこんなところに居られない、早く帰って選挙運動しなきゃいけないんだと言ってるぐらい。本当に大物が争う選挙制度になってきますけども。その辺りのこともやはり衆議院は地域性、1 票の格差というので今すごく締め付けられていますけども。

その辺のところも私は司法のことはよく分かりませんけども、ちょっと考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。以上です。

城倉啓：すいません、ちょっと確認させていただきたいのは、定数が違いすぎることの問題を盛り込むのか盛り込まないのか。仮に盛り込むとすれば、私は5ページ目を見ていますが、現行制度の問題点／改革課題／論点の整理のところのどこかに入れるということであるのか。入れるとすればどのような文言であるのかということを太田さんは確認したいんじゃないのかなと思うんですね。また只野代表がどういうふうな形で入れ込んだらいいか、参議院に置こうじゃないかというところまでは合意されていると思うんですけども。参議院のこのページのどんな言い方になるのか。といいますのも、2つの問題、結局のところと言っているので、これは3つの問題になるのか、2つの問題に集約されていくのかという書きぶりなのかなと思ったので、ご質問させていただきます。

それともうひとつは、第3部門での話し合いがどうだったのかという質問があって、第3部門では都道府県議会選挙において、非拘束名簿式で比例を導入したらどうかという方角で考えていて。1人区から17人区まであるわけですね。それはやはり良くないという方角。政令市議会議員選挙も同じようにしていくと。同じ構図があるからです。定数がバラバラのものが混在していることが問題ということ。それと市区町村議会選挙においては、そこまでグループ化がなされていないので、先ほどのスペインの例もありましたけども、比例をいきなり導入するのは難しいと。なので制限連記制でグループ化を促していくと。ですから田中委員がおっしゃったような未来を見据えてといった時にはやはり比例代表的なるものという未来を見据えていく方角で考えているというのが第3部門です。ここはやはり第2部門または第1部門合わせてすり合わせていただきたいなというふうに思ってます。以上です。

只野雅人：今のお話なんですが、5ページの参議院の3のところですね。現行制度の問題点第1、第2とありまして。第2は割りと大きな袋なんですね。現行の選挙制度が適切なのか、憲法に照らして適切なのかと。具体的に何が問題かということが書かれていませんので。小幅な手直しがなされるにとどまっていると。またその定数のアンバランスが問題だと。こういう指摘もあったというぐらいのことを書き加えると割りと自然かなと。この第2の枠の中で書くと、憲法の趣旨に照らしという文言も入ってますので、比較的バランスがいいかなという感じがします。

ついでにもうひとつこれも文言の調整のところでお話ししようかなと思ったのですが、太田委員から出されたご意見で3ページの（3）というところがありますね。「以上のポイントを踏まえると、第1に」とあって、これは基本的には比例でいこうという話なんですけれど。その際にはということで、細部で詰

めるべき点が少なくないと。細部でという言葉を使ったのは、一応ちょっと方向感を出したかったからなんですね。方角決まってますよという感じだったんですけど。しかし確かに選挙区の規模とか配分議席とか結構大きな問題ですので、重要とまで書いてしまうとちょっとバラバラの感じもするんですけど。ちょっとここは修正した方がいいかなという感じは持ってますが、いかがでしょうね。「細部で」を取ってしまうのが一番簡単なんですけど。「なお詰めるべき点が少なくない」というぐらいの表現だとまあいいかなという感じがしますが、どうでしょうか。

小澤隆一：3ページの（3）の第1にのところは、ここに比例代表制を中心に制度改革を考えていくことになろうというふうにもう押し出されるなら、あえて「細部に」でなくて「なお詰めるべき点が少なくない」ぐらいでもいいのでは。

太田光征：そういう表現の調整でもいいと思いますけれども、問題は異なる定数の問題の表現について只野委員から提案がありましたけれども、私はそれでもよかろうと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。

　それからちょっと戻りますけれども、1票の格差と投票価値の格差なんですけれども、簡単な修正では、私の立場からは投票価値という言葉をなくすだけで、考え方としては整合性が取れるのですが、いかがでしょうか。あくまでも1票の格差と投票価値の格差を別概念だと扱いたいので、私としては1票の格差という表現でもう一本化してもらった方がいいと思っています。

小澤隆一：そこは3ページの4行目のところですか。

太田光征：全体にですね。

小澤隆一：ああ全体に。

只野雅人：そうですね、かっこ付きで併記しているところが多いんですけれど。1票の格差の方が確かに一般的に使われる言葉かなという感じもするので、若干ニュアンスの違いはあるけれども、合意が取れるのであれば問題ないかと思います。

太田光征：あとですね、まだ結構あるのですが。投票率の低さについての言及がないですよね。ありましたっけ。

只野雅人：…

小林五十鈴：それはやはり選挙制度だけじゃなくてもう第1部会ですか、どっかの方で選挙運動とかにかかわってくるので、やはり前のように討論会がなくなったり、チラシはどうのと制度が厳しすぎているところに面白みがなくなってきてるし、関心も皆につながってきてないというのは、私はすごく決めつけをされていると。もう出てると思うんですけどそちらの方の問題で。だから選挙制度の中でその辺のところをどうくむか。入れないと選挙制度だけではよくなるということではないと私は思うんですけど。

小澤隆一：それは例えば2ページのちょうど真ん中辺りの第2にというところですね。それは棄権理由についての調査からも伺われるところであるという。この辺りを少し、もう1行ぐらい付け加える。「この間の小選挙区制導入後の投票率の低さなどをかんがみると」とか。
只野雅人：はい、そうですね。ちょっと間が抜けてる感じが確かにしますので。選択肢がないと感じる者が少なくないと思われると。小選挙区導入以降、投票率も下がっているという文章がひとつ入って。最後に入れた方がいいですかね、それは棄権理由についての調査からも伺われるところであると。現に投票率が下がっているという感じでしょうかね。
太田光征：私の前回の修正意見では、海外の学者のピッパ・ノリスという人の小選挙区制度は他の制度より投票率が低いことを明らかにしているという事例を紹介してるんですけど、なるべくこういった事例も盛り込んだ方が説得力があるかと思うんですが、どうでしょうか。
只野雅人：それもですね、考えたんですが、書くのが難しくてですね。具体的にこうだという例を挙げないと分からないところもあるし、反証がたぶん出てくる可能性もありますので、ちょっと今回の中間答申の中ではそこまで触れるのは難しいかなと。世界的にそうだということが一般的にいえるといいんですけど、結構選挙によって上下があったりしますよね。
小澤隆一：とりあえず日本的な展開の中でかつての中選挙区制時代に比べて、小選挙区制導入後こんなになっていると。そこだけはかなり確定的にものが言えるし、また有権者国民にもそうなっているかと了解してもらえる部分じゃないかなと思いますので。
城倉啓：ちょっと戻りますけれども、1票の格差といったところに初出のところにいわゆる「1票の格差」としていただいて、その後ずっと「」付きの表記で1票の格差とやっていただけると、とりプロとしてはありがたいと思っております。やはりそれは一般に流布されている1票の格差がここで言われている。しかし私たちはそれだけではないと思っているので、常に「」付きでやってもらいたいと思っております。
太田光征：次なんですけれども、最初に申し上げましたけれども、ねじれについての扱いなんですが。これは衆参共通の問題ですから、たぶんセクション3の共通も問題のところに移した方がよいだろうと思いますし、確かに只野さんの思い入れが強い部分なんですが、ちょっと分量が多すぎると思うんですがどうでしょうか。ねじれについては4ページのところの現行制度の経緯のところに入ってるわけですけれども、特にねじれに対応するための制度改正がなされたという経緯も特にないわけですし、これはねじれについてのひとつの論考に

なっておりますので、別のところに移した上で、かなり大幅に削った方がいいのではないかと。

只野雅人：ここは確かにちょっと私の趣味も入ってますので、削るのは全然構いません。どこを残すかという話ですね、そうするとこの段落の中で。ねじれがあったという話は書かざるを得なくて、5ページの頭の方ですかね。参議院が実は相当に強い権限を有することが認識されるようになったと。ここまでは一応あった方がいいかなという感じはします。あと残すとこは一番最後ですかね。1990年代初めの政治改革ではというこの辺りでしょうか。もっぱら衆議院だけ考えていたんだけど、実は参議院は強かったということも考えなきゃいけないと。真ん中を落とすと少しバランスが良くなりますかね、どうでしょう。「実は相当に強い権限を有する議員であることが認識されるようになった」と。この後ずっと削って、「1990年代初めの」につなぐと。このぐらいだと引き締まるかなという感じはします。

太田光征：あとできればなるべくですね、第二院という表現はちょっと変えていただければなあと思うんですね。奇しくも私と同姓の太田敏兄という参議院議員が昭和23年にこの第二院という表現に違和感を表明していたんですけれども。なんか参議院というね、弱くて当然の第二流の院であるというようなニュアンスを醸し出していると思うんですけども。かなり一般的に使われちゃっているんですけれども。上院・下院という言い方はありますけれども。第二院という言い方は海外にあるんですかね。

只野雅人：一般的にありますね、Second Chamberと言いますね。

小澤隆一：実際に衆議院の優越が制度的に組み込まれている以上は、これはこういう表現はそれで通るかなという感じはしています。だからといってあらゆることについて2番目ですよということではなくで、参議院の方から当然、法案審議が始まってもいいわけですし。その辺はあくまでも衆議院の優越につながってる限りにおける第二院だということじゃないかと思います。

只野雅人：そうですね、一般的に使われている言葉なんで変えようとするとまた説明が必要になってくるんですね。あえて言うと通常イメージされる第二院とは違うんだという文章をひとつ入れることはできるかもしれないですけどもね。

小澤隆一：特に日本の参議院の場合は、衆議院の優越があったとしても、他の国の比較でいえばかなり強い二院なわけです。そうであるがゆえにねじれという現象が起こる。要するに選挙制度の問題だけじゃなくて、まさに両院の権限関係の問題から実はねじれというのが起こっているんだよと。これはやはりこれを出して市民の皆さんにも理解してもらう。なんかねじれが起こると常に参

議院ばかり悪者になるような議論がありますけど、そうじゃないということだけは押し出したいなというふうに思っています。
田中久雄：第二院は第二院でいいと思うんですけれどもね。現実に憲法の中で衆議院優位というかね、内閣を構成する、支えるというのは基本的に衆議院で。不信任案なんかの規定を考えると、参議院は憲法で現実に第二院という位置付けでやはり衆議院優位、第一院優位というシステムを取っているわけなんで。第二院に所属している議員やなんかが不満、こういう言葉、全然差別してるんじゃないかという気持ちで不満持たれる方、たぶんいらっしゃると思うけど。でも現実にそういう違いがあって、衆議院優位になっているし、世界的に第二院という言葉が使われている以上、私はこれでいいと思います。
城倉啓：それと関係して、用語集というものをですね、中間答申の末尾にくっ付けようとしています。その用語集につきまして、誰が作るのという話なんですが、内容については原案作成者がということで。例えば第1部門などでいえば改正部分が多いので、それぞれの委員がこの単語、この単語といって用語集をくっ付けていくと。最後に事務局の方でアイオウエオ順に並べ替えて巻末にくっ付けるということを考えておりますので、先ほどの第二院であるとかですね、また1票の格差の問題も言い切れてないものがあると思いますし、その他にもいろいろな説明しないといけない。なぜかというとこれは世論喚起を狙っているので、専門用語をなるべく平たくかみ砕きたいですね。その観点から申し上げますと、ぜひ用語集のところで落とし込めるのであれば、第二院という表現は使いながらも、こちらで解説するというやり方も検討していただければと。なお担当者がといった時に、この中間答申、第2部門は只野代表がですね、ほぼ一手に引き受けてくださっているので、この用語、この用語という形で作っていただければというふうに思っております。すいません、よろしくお願いいたします。
小澤隆一：でもだいぶ簡素な中間答申になったんで、本当にここは説明しなければ分かりにくいだろうなというふうなものの所でいいんじゃないかと思います、基本的に。教科書風な解説は特にしなくともいいとは思います。
只野雅人：そうですね、皆さんの方から出していただければ、私の方で簡単な説明はしますけれど。ひとつは投票価値、1票の格差の平等で、普通は1票の価値を問題にするんだけど、実はよく考えてみると政党間でも1票の価値は違いますよねという話はできるかなと思うんですね。あと第二院の話はすると。それからもうひとつ例えば地域代表という言葉でしょうかね、一番難しいのが。昔は職能代表に対して使ってた言葉なんですね。職能単位の選挙区じゃなくて、地理的な単位を使うんだというだけの意味だったんですが。区切っちゃうとどうしても一まとまりだという意識になるので。地域の利益代表みたいな意味が

入ってくるということかなと思います。あとはもしあればお出しいただければ私の方で考えますので。

小澤隆一：あえて言えば3ページの下の辺りのところにある併用制はいいかなドイツの。でも連用制はちょっと説明しないといけない。あと一票移譲式ですかね、その次の。

只野雅人：そうですね、はい。併用制とか連用制はちょっと説明できないかもしれませんね。そうすると名前を挙げないというのもひとつなんですけど、挙げないわけにもいかないので。

桂協助：あれは消えたんじゃないですか。存在してるんですか、あの案は。

桂協助：連用制が一時期取り上げられたのですけども。あまりに評判悪くてこの頃聞かなくなったと思うんですけども。

只野雅人：じゃあ消しましょうか、連用制は。

小澤隆一：場合によったらネットでたたけば、連用制の説明は出てくるかもしれませんね。

太田光征：私は説明できますけども。これに関連してスイスの自由名簿式比例代表制が抜けておきましたので、これは入れておいた方がいいのではないかと思います。国際比較で取り上げたスイスの自由名簿式比例代表制も挙げておいた方がいいと思います。

もうひとつですね、大きな1票の格差という表現になっておりまして、おそらく格差2倍を想定しているんだと思いますけど、これは格差を最小化すべきであるというふうに変えられないでしょうかね。

只野雅人：第3に大きなというのが入っているのがちょっと問題だということですよね、はい。ここでは確かに2倍を前提にしてまして、恒常的に2倍を下回る制度にしようと。これは一応最高裁の言ってることに沿う形でそういう作りにしているんですけれども。どうしましょうかね、そうすると。1票の格差をできるだけ小さくする制度というと、ちょっと変ですね。あるいは制度を取ってしまって「1票の格差をできるだけ小さくすることが必要である」ぐらいにしますか。

小澤隆一：今の表現で合意できるならそれでいいかというふうに思います。そうやってやはり制度改革をオリエンテーションする意味が中間答申ですからあるかなと思います。

太田光征：あとこれも言葉の表現レベルなのですが、私は学者でないのでよく承知していないんですが、憲法の統治機構という表現はすごく違和感を感じる表現なんですが、これはこういう表現でないといけないものなんでしょうかね。

只野雅人：別に政治制度でも構いません。だいたい大学の憲法の講義が統治機構となってるものですから。あんまり違和感はないんですけども。政治制度と書いた方がいいかもしれないですね。裁判所は含んでいませんので。
只野雅人：（3 ページの第 4 にというところ）何ページかありますので。
桂協助：憲法学で言っている統治機構というのは主として 3 権のことを言ってると思いますが。立法・行政・司法ですね。政治機構、政治制度といった場合にはかなり幅の広い概念ですよね。狭く絞っても言ったり、大きく言ったりということがあって、かなりあいまいじゃないかと思うんですが。主として 3 権のことを言っているんであれば、現状では統治機構という言葉しかないんじゃないですかね。私もこの言葉大嫌いなんですけども。いかにも上から目線でですね。だけど社会科学用語としてはそんなに違和感はないんでしょうね。価値判断を排除した表現として統治機構という冷めた言い方をしているんだと思いますけど。
只野雅人：私は特にこだわりませんので、特に分かりやすい表現になると一番いいかなと思います。
桂協助：私は将来は自治機構だというふうに言葉が変わるだろうと思ってますけど。それは民主政治がレベルアップしていくのを待てばそうなるということで、今のところはこれでいいんじゃないかと思ってます。
山口真美：すいません、実は私も統治機構はもう法学部だと刷り込まれていて、カリキュラムに、憲法に統治機構みたいな、人権と統治機構みたいな感じで脳みその中に刷り込まれているので、違和感があるというのを聞いてちょっと新鮮だったんですけれども。なのでひとつは正確性を重んじて多義性を求めないということであれば、統治機構がベストかなというのがあると思ってます。ただ違和感の程度にもよるのかなと思っていて。どうしても一般の市民の人は見た時にうっとくるというのであればなあと思うんですが。ひとつはもう社会科学用語としてその意味では確立されているので、必要であれば統治機構については簡単な解説をすることで使うということでいいかなという気がしますね。この言葉の意味することについての争いがないというか、確定されているものだと思いますので。
小澤隆一：あえて言葉を使わずに憲法が定める議院内閣制や両院制などのあり方とマッチした選挙制度の設計…
山口真美：やはり後ろの方でも出てくるのでとりあえず。
只野雅人：すいません、5 ページは統治構想というちょっと違うニュアンスなんですけど。似たようなものですね、たぶん。ちょっとこれは運用の話も入っているので言葉を変えてみたんですけど。これも統治機構の方が分かりやすいかもしれないですね。同じ言葉を使うなら。

太田光征：じゃあ用語集に含めるということでよろしいですか。それなら私もいいですけども。

あと参議院の現行法制定の経緯のところであまり立法目的が説明されていませんので、衆議院と比較して。衆議院の場合は政治改革答申を引用して立法目的が説明されているんですけども、参議院の方は特にないですよね。どういう制度になっているかの経緯で、立法目的がどうかというのがないので、私は前回の会議で示したように、田中委員の前回のペーパーの中から使った文章案を提案したんですけれども。どうでしょうか。

只野雅人：これもちょっと難しくてですね。それを書くと比例が入った経緯、それから非拘束式名簿が入った経緯を書かなきゃいけないだろうと。それから最初の経緯というのがちょっと微秒で、合意が得られなかったので妥協したというのがたぶん真実だと思うんですね。ちょっと考えたのは当時の内務大臣の趣旨説明がよく引かれるんですね。全国区はまあ職能的だと。それから地方区の方は地域代表的というんですけど、この地域代表というのは職能に対する地域代表ですので、ちょっと言葉の説明が必要になっちゃうかなと。バランスの問題もあるんですけど、入れろというのであれば、そんな趣旨を入れることはできますが、ただそうするとその後の話ですね。特に非拘束式名簿式の導入の理由というのはなかなか説明しがたいものがあってですね。

小澤隆一：いま内務大臣の説明がそうであっても、やはり日本という国はヨーロッパの国に比べると、そういう職能的な、非常にコーポラティズムというんですかね、その伝統があまりない国で。あったとしても戦争のさなかにぶっ壊されたという。その上で始まったので。なかなかそれを前面に出しずらいとこがありますよね。結果、そうはならなかったわけですね、かつての全国区。ならなかったというと言いすぎですけども、要するに業界・労働組合系列はそれなりにあったわけですけど。

太田光征：田中委員のペーパーの中には過度の政党化などに対する批判の中で非拘束名簿式に改められたという記述があったのですが、これではまずいですか。

只野雅人：たぶん実態がですね、選挙で議席を取るために変えたというのが本当だと思います。森政権の時ですよね、確か。やはり個人名書いた方が票は取れるだろうという読みがあったんだという指摘もあったりして。ちょっと書き方が難しいなと思ったんですね、ここは。

太田光征：あとそれからですね、オーストラリアの優先順位付き連記投票制、小選挙区制の選択制についての表現のところで、絶対多数を求めるという趣旨があるんですけれども。これは確かに候補者をどんどん切り捨てていって投票すれば、その中では絶対多数を得られるんですけれども、民意を反映している

かといえばそうではなくて、先ほど言いましたコンドルセのパラドックスを考慮しておりませんので。絶対多数を求めているという評価はかなり過大評価になってしまうと思いますので。表現の工夫が必要だと思います。絶対多数という表現を使うとしてもですね。民意を保証した形での絶対多数にはならないんだと。形の上での絶対多数なんだという指摘が必要かなと思います。

只野雅人：一応あの絶対多数という言葉の意味はかっこ内で説明をしたんですけれど。「指摘もなされている」と、ここまではいいとして、ちょっと一言さっきの話の関係で書き加えることはできると思います。つまり単純小選挙区よりは良いけれども、他方で適切に民意を反映しているのかという問題もあると。あるいは適切に有権者の選好という言葉を使うといい感じがするんですけど、選好というのは難しいですかね。選ぶ好むという。用語集というほどではたぶんないと思うんですね。あるいはじゃあ好みぐらいにしましょうか。適切に有権者の好みが反映されて…。好みというのも変ですね。意思ぐらいにしましょうか。適切に有権者の過半数の意思が反映されているかについては疑問もあると。いい面もあるけども悪い面もありますよということにすると趣旨は反映できるかなと思います。

太田光征：統治機構という言葉があるくらいなら選好という言葉があった方がいいとは思うんですけども。

先ほどのねじれのところに戻りましてですね、只野委員の説明では制度の選択が間違ったのでねじれが問題となったというご趣旨の発言だったかと思いますけれども。現在の案の書き方だと、ねじれだけが問題となっているという表現になっておりませんでしょうか。だからねじれを解消しましょうというような。ねじれを解消するように第二院の存在意義を考えていきましょうというようなニュアンスに読めるんですけれども。4ページ目から5ページ目ですけれどもね。ねじれに対応する制度にしましょうということなんですかね。ねじれはどうしても起こるので、それに対応した制度にしていきましょうということでいいんですかね。

只野雅人：前回もちょっとご指摘をいただいたところで、2の一番前のところですね。「1990年代初め」から続くところの一番最後で「第二院の存在意義をどこまで有意義なものとできるかが問われている」という修正をたぶんしたと思うんですね。ですから何と言うんでしょう、ねじれは起こり得るわけですけれど、強いということを踏まえておかないといけないだろうという趣旨ですね。制憲過程でもいろいろ議論はあったんですけれど。基本的にやはり参議院が弱いという前提でみんな議論をしていたと。そこにねじれが来ると非常に困ってしまう。だけど強いことを前提にちゃんと制度設計をしておけばよいということだと思うんですね。特にねじれがどうこうという話ではなくて。（2）の方も

ですね、ねじれを通じて明らかになったのはと書いたのはそういう趣旨ですね。どうもやはり強いということを前提にすると、それとかみ合わせの悪い制度になっていると。強調したかったのはむしろそちらの点です。
城倉啓：ということは憲法はねじれを予定しているとまで踏み込んでもいいですか。つまり分割政府といいましょうか、それぞれの院が違う意思を表すことを前提しているので、そのような選挙制度の設計まで踏み込んでもいいですか。
只野雅人：ねじれはたぶん「」付きで使わなければいけないと思うんです。つまり両院の意思が食い違うことは当然予定しなきゃいけなくて、両院協議会とか再議決とかそういう仕組みがあるわけですね。通常はそれで充分なんですけど、でもなんでねじれがあえて問題になるのかと、なんでそれでうまく対応ができなのかというのがたぶん問われる問題だと思うんですね。ですからずれることは想定している、それなりの手当てもしてるんだけど、なんでそれでうまくいかないのかというのがたぶんここでの問題なので。それはひとつは選挙制度の選択を間違ったのじゃないかという話だったんですね。ちょっと書き方難しんですけれど、ねじれを想定してるというよりは、ちょっとやはり違う問題かなと。憲法はねじれ、ずれることを前提に仕組みを作ってるわけですね。ところがそれがうまく機能しない。なんで機能しないのかというたぶん話になる。憲法の造りがおかしかったのか、それとも運用の方に問題があったのかという話なんだろうなと思うんですね、そこは。
太田光征：今の説明の方が非常に分かりやすいのでそれ入れた方がいいと思うんですよ。前提という言葉があった方が私はいいと思いますけど。それがちょっとダメであれば今のような感じの説明が非常に分かりやすいと思います。
只野雅人：削った部分でちょっと補うようにします。
小澤隆一：ですから今の説明でいけばねじれというのは要するに、我々としてはとりあえずニュートラルにとらえておくべき現象である。起こり得ることである。ただしそれが現行の衆参それぞれの選挙制度が非常に民意を正確に反映しない。極端な結果を出し得るという選挙制度になっているので、それが増幅されているというニュアンスですね。
城倉啓：押し迫っているので最後にひとつだけですね、部門をまたいだ話題のことでご確認を委員の皆さん方にしていただきたいんですが、月曜日に第1部門会議がありまして、そのところで団体献金についての話になりました。それは5月25日の見解において団体の献金については廃止するという方向で中間答申出すぞという予告を5月25日にしているんですけれども。部門で言いますと、これは第3部門が審議する予定ではあったんですけれども、政治資金規正法のスペシャリスト、専門家の加藤委員がお辞めになられたことで、その余裕が第3部門にないと。地方議会制度改革の方を先にしていると関係にあります。

そこで事務局といたしましてはですね、また第1部門の方と相談しましたところ、結論から言えば、11月4日に共同代表者会議がありますので、共同代表者会議は全体審議会に議案を提出することができますから、第3部門を頭押しにするわけでもなく、11月4日に事務局が原案をお出しして、共同代表者会議の名前で11月30日の全体審議会に団体献金の改正案、1、2、3とあるどのレベルの様式でいけるのか分かりませんけれども、そこにお出しするという方角で考えておりますので、団体献金廃止のことも中間答申に今のような手続きで入れる予定であるということをお含みおきください。以上です。

太田光征：それからですね、修文上の問題なんですけれども、例えば2ページ目の第2のところで、「選択肢がないと感じる有権者は少なくないと思われる」とありますけれども、「有権者は少なくない」というふうにもう言い切っちゃっていいんじゃないでしょうか。そういう断定調の方がいいと思います。全体としてなるべく語尾を簡潔にした方がいいと思います。

これもちょっと言い忘れてましたけども、女性議員の少なさの問題のところで、女性議員が少ない原因は議員選出制度にあるのではなく、社会の差別構造全体にあるんだという指摘がほしいところだと思うんですが、どうでしょうか。

只野雅人：…

太田光征：6ページ目に「女性の政治進出を阻害する構造的要因がある」と表現はありますけれどもね。

城倉啓：その言い方で逆に足を救われる可能性があると。つまり制度の改革は要らないという方角に流れるかもしれない。差別の意識の問題なんだということで。仮に差別があると指摘した場合においても制度を変えることで差別意識にも影響を与えるということも言わないと。じゃあなんで制度を変えたいのという話にならないと思いますので。もしそうであれば差別があることは私もその通りだと思いますが、その差別構造を打ち砕くためにも制度の改変が必要なんだと。制度はやはり人の意識も変えるのだということを併せて言っていただければなと思います。

小林五十鈴：そうなんですよね、本当に。そのために今推進法、女性を国会に出す法をいま作ろうとしている。その詳しいことを今申し上げますと、臨時国会は11月30日で終わっちゃうんですけど、いろんな20くらいの法案が出ているそうです。それでだんだん遅れてきているので、初めは10月31日ぐらいまでに通るんじゃないかというような予測があったんですけど、それがどうでるか。与党と野党の方で同じ法案が出ることまで決まってるんですけど、誰がどこで出すかというのが本当に国会の中で法案が決定する、決まるというのはなかなか各政党のイニシアチブの取りっこですか。その辺でいま毎日毎日陳情に歩いておりますけども。まず制度を作ってそこから公職選挙法を改正するとい

うようなことで社会を変えていこうということでいま毎日毎日祈っております。以上です。

只野雅人：そうしますとですね、改革の方向性の「第2に」の一番頭のところがいいでしょうかね。「女性議員を増やすための改革が求められる」という頭の辺りに例えば、「社会構造に働きかけ、それを変えていくためにもまずは」という感じにすると落ち着きがいいかなという感じがします。

太田光征：「構造的要因がある」と、これも断定、言い切ってしまった方がいいと思いますね。「考えざるを得ない」を削除して。

　それからもう少し、時間がなくなってきました。もう一点だけ、只野委員に無所属候補についての表現も入れていただいたかと思うんですけれども。立候補を容易にするというよりも平等にしましょうという表現にしていただけないかなと。無所属はありませんで、3ページ目の第2のところですよね。「どの政治組織にも属さない候補者の立候補を容易にする工夫も必要であるとの指摘もなされている」と。優遇しましょうということではありませんので、不利にしないとかですね。

只野雅人：そうですね、「どの政治組織にも属さない候補者の立候補を容易にする」と今これがあって、その前に例えば、「候補者間の平等を図り」ぐらいの言葉を入れましょうか。そうするとニュートラルになると思います。この「属さない候補」だけにかけちゃうと優遇するようなイメージになるので、「候補者間の平等を図り、どの政治組織にも属さない」と続くとちょっと自然かなと。

太田光征：今日はちょっと1時まで取ってあるので少しは余裕ありますけど、どうでしょうか皆さんご意見あと。お時間あればですけど。あと要旨なんかも作らないといけないので。これはメーリングリストで作業せざるを得ないですね。

城倉啓：今後の段取りといいましょうか、事務的な部分も含めての確認ですが、いま太田委員がおっしゃったように11）、12）、13）という仮番号が付けられている3つの改正案が出てくるということでございますので、それぞれに5～6行の要約を初めて読む方に分かりやすいように付けていただくと。これまた原案を作った方がというルールで第1部門等頑張っているんですけれども。もしどなたかにここまで議論熟してますから振られてもどなたが担当されてもいいと思うんですけれども。これをくっ付けるということがひとつあると思います。それと今回議論された中で最初はですね、今日のこの日で部門の決議をという言い方していたんですけれども、文言の修正も甚だしくありますので、ここの場で決議というのはちょっと難しいのかなと。ですから正書版を只野代表に作っていただき、メーリングリストで審議を続けていただくんですが、11月30日とまた12月に全体審議会があります。そこで一遍に他の部門と合わせて決議し

ていくという形でどうかなと。内幕を申し上げれば第 1 部門、第 3 部門においても部門決議というのは 10 月の時点でまだできていません。ですから同じような歩調で決議ができていないままに 11 月 30 日に皆さんで見て、審議して、最終的なるものを 12 月に決議するというような段取りでいかがでしょうか。
太田光征：そうならざるを得ませんよね。
桂協助：すいません。要旨を作るのを希望したいんですが、いいでしょうか。下案のレベルですけど。只野さんに全面的に直していただいて結構ですので。ありがとうございます。
太田光征：11 月 30 日前にまた会議をという選択肢もあり得なくはないですが、それはなくていいですか。皆さんのご都合が付けばですが、あるいは必要性があればですけども。一応しないことを前提にはしていたんですね。どうでしょうか、会議は要らないですか。あれば越したことはないですね。特にご要望がないようですよね。あとどうでしょうか、本日皆さんご意見なにかございませんか。じゃあないようですので、本日はこれで終わりたい思います。皆さんご苦労さまでした。ありがとうございます。

（以上）